

JASTPRO

2025年3月 第549号

目次

国連CEFACTリージョナルシングルウィンドウ構築 のためのガイドライン白書作成 JASTPROシニアアドバイザー 渡邊浩吉	1
国連CEFACTからのお知らせ	12

— 月刊JASTPROのWEBメディア移行について—

月刊JASTPROは、1975年3月から貿易手続簡易化に関する活動報告、調査研究報告などを掲載し、賛助会員及び関係者の皆様にお送りしてまいりましたが、本号をもって紙面での発行を停止し、今後はWebメディアに移行することといたします。

本誌バックナンバーは、2016年4月（第450）号より当協会ホームページに掲載しておりますが、各号全体のPDF版のため検索やご利用にもご不便があることから、新しいポータルサイトではテキスト（HTML）ベースかつ記事単位で貿易手続簡易化に関する情報を掲載していきます。

新ポータルサイトは、春以降のオープンを予定しております。

なお、賛助会員及び関係者の皆様には、Webメディアに掲載しているお勧めコンテンツをご案内するニュースレター（印刷版および電子メール版）を定期的にお送りいたします。社内での回覧などにご利用ください。

国連 CEFACT リージョナル シングルウィンドウ 構築のためのガイドライン白書作成

JASTPRO シニアアドバイザー 渡邊浩吉

シングルウィンドウは、各種貿易手続きのために関係者がそれぞれの機関に出向く、あるいはオンラインで個々の機関にアクセスするなどせず、一つのアクセスポイントから全て行える、日本では NACCS に相当するシステムです。しかし、貿易相手国が同様のシステムを運用している場合であっても、両国のシステムが連携していないと、例えば原産地証明のように必要とするのは相手国といった文書でさえ、システム間で直接伝送することが出来ないことになります。このような不都合を解消するのがリージョナル シングルウィンドウ (RSW) で、地域内各国のシングルウィンドウ (National Single Window: NSW) 同士を連携する仕組みです。世界にはアセアンの ASEAN Single Window (ASW) を始めとしたいくつかの RSW がすでに存在します。まもなく国連 CEFACT から発出される予定の「リージョナル シングルウィンドウ 構築のためのガイドライン白書」は、これらの先例を紹介しつつ、RSW 構築の仕方を制度面、技術面、法制面など多方面からガイドしております。

因みに、アセアンや太平洋同盟(PA)¹のような経済共同体と、EU のように、加盟国間で関税を廃止し、国境ではなく域内外の出入りで税関手続きが行われる関税同盟とでは、構築できる RSW の形態や機能が違ってきます。しかし、一足飛びに世界全体の貿易が一つのシングルウィンドウで処理できるようにならないとすれば、まずは世界の各地域でそれぞれの状況に則した形で RSW が構築され、次に RSW 同士が少しずつ相互に連携するようなステップを踏んでいくことになります。上述の白書では、NSW が域内複数国の NSW と連携すると利用者の使い勝手はどのように向上するか、更には何ができるようになればいいと考えられるか、それにはどのような課題を克服する必要があるのかなど、現在から将来に亘って種々検討すべきトピックを展開しています。

筆者は同白書の作成に一部携わっておりましたので、その趣旨に沿いご参考にしていただければと思われる内容を、章立ては白書のままに、概説方々一部筆者の解説も添え、下記の通り取り纏めました。

1. RSW の目的

(1) 貿易円滑化

各国 NSW 連携過程で貿易手続きが簡素化・調和されることで貿易が円滑化される。

(2) 国境での規制の効率化

上記は管理側にとっても規制の効率化となる。

¹ <https://blogs.iadb.org/integration-trade/en/pacific-alliance-single-windows-trade/?form=MG0AV3>

(3) 経済統合の促進

RSW の拡充強化は、地域のより広範な経済統合への道を開く。

(4) 時間とコストの節減

域内で交換される書面文書が電子文書に代替されることで時間とコストが低減する。

(5) リスク管理の支援

電子化が進むことで貿易の実態が包括的に把握できるようになり、詐欺や密輸などの潜在的リスクを縮減させることが出来る。

(6) 官民の関係者の協力促進

RSW は政府当局、民間セクター、貿易関連国際機関の間の協力関係を強化する。

2. RSW 構築のための必要要件

(1) 各種仕組み a) ガバナンス体制 b) 法的枠組み c) 資金調達枠組み

(2) 国境を越えたデータ交換の枠組み

(3) 技術能力の進展状況 (Technical Capabilities Assessment)

(4) 意識の向上 (Public awareness) と関係者の積極的な関与

3. 各種仕組み

3.1. ガバナンス体制

RSW の構築には、これまでに構築された RSW のケースから見ても効率的な調整、監督、管理を確実にするためのガバナンスメカニズムが必要。

(1) ガバナンスセンター

参加各国の代表による RSW のガバナンスセンターが必要。(例：ASW における ASWSC 運営委員会² 等)

(2) 執行責任者によるリーダーシップと経営

RSW の方針決定、運営には貿易円滑化、税関、情報技術、法制等に係る執行責任者の主導が必要。

(3) 技術委員会、その他の専門委員会、作業部会

EU の ECCG (Electronic Customs Coordination Group) のような専門知識を持った組織による支援が必要。

² <https://asean.org/our-communities/economic-community/asean-single-window/sectoral-bodies/>

(4) 利害関係者のガバナンスへの参加

アセアン、PA のように、意思決定段階から官民利害関係者の参加が必要。

(5) 規制とコンプライアンスの枠組み

参加国の法制と政策に沿った RSW の運営をするには、RSW としての規制とコンプライアンスの総合的な枠組みが必要である。

(6) 運用のモニタリングと評価

RSW は域内の NSW が直面している問題を掌握しなければならない。例えば政府方針の変更は無いのか、IT 能力に問題は無いのか、運営資金は大丈夫かなどである。そのために KPI の導入なども考えられる。ASW では ASWSC がこの任に当たる。

(7) 資金調達と資源配分

RSW の安定運営には資金源確保が重要。EU では EU 連携機関 (CEF: Connecting Europe Facility) などの組織がサポート。緊急事態対応費用の準備も必要。

(8) 能力育成と研修

RSW の使用要領、技術、手続きの改変など、時々の状況の学習機会提供が必要。

(9) リスク管理と緊急事態対応計画

リスク管理と緊急事態対応を強化することで、潜在的リスクの縮減をはかる。

(10) 透明性と説明責任 (accountability)

国境を越えて電子データを交換するシステムが信頼を得るには、システムのガバナンスが透明で、財務内容も含め明確な開示体制を持つことが肝要である。この点について ASW や PA では、実施事項や決定が公開されている。

3.2. 法的枠組み

3.2.1. 法的枠組みの要件

(1) 法的根拠と参加国の義務

RSW は一般的に加盟国間の協定を法的基盤とする。

ASW : ASW 稼働に係る法的枠組みの議定書 (プロトコル)

Protocol on the Legal Framework to Implement the ASEAN Single Window³

³ <https://cil.nus.edu.sg/wp-content/uploads/2019/02/2015-Protocol-on-the-Legal-Framework-to-Implement-the-ASEAN-Single-Window-1.pdf>

EU : European Union single window environment for customs Regulation (EU) 2022/23994
PA : Additional Protocol to the Framework Agreement (2014)⁵

(2) 法律上の調整とルール

参加各国は自国の税関法や貿易関連法案を調整し、参加国間で整合性をとる必要がある。

(3) 守秘義務とプライバシー

RSW 内で交換されるデータの機密保持と安全性は最も重要である。EU では一般データ保護法(GDPR: General Data Protection Regulation)が施行されており、ASW でもプロトコルに機密保持規定（筆者注：第9条）がある。

(4) 電子データ交換と電子署名

電子文書と電子署名の有効性承認は RSW で文書データを交換するために重要である。ASEAN では各国が電子署名法、電子取引法で、EU は電子 ID トラストサービス規則(eIDAS: Electronic Identification and Trust Services Regulation) で対応している。

(5) ガバナンスと監視

RSW の運用監視にはガバナンス体制の確立が必要である。ASW では前述の ASWSC 運営委員会があり、EU では EU-LISA (European Union Agency for the Operation of Large-Scale IT Systems in the Area of Freedom, Security and Justice)⁶がシングルウィンドウ運用の監視を行っている。

(6) 説明責任

説明責任を果たすには定期的な監査と関係者の協力が必要で、ASW では監査とガバナンスのプロセスに利害関係者の参加を促し開示性を高めている。EU では RSW の現況を定期的にチェックし、利害関係者の必要に応えられているかを確認している。

(7) 法的枠組みの反復検証

新しい課題や技術の進歩に対応するため RSW の法的枠組みは常に見直す必要がある。

3.2.2. 地域の特性によって最適な法的枠組みは異なる

RSW が対応する地域には、国同士の結びつきが関税同盟、通貨同盟などの同盟レベルのものから、自由貿易圏(FTA)などの共同体レベル、あるいは二国間協定レベルのものまであり、

⁴ <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/european-union-single-window-environment-for-customs.html?form=MG0AV3>

⁵ <https://edit.wti.org/document/show/e3ceee59-0d33-4b8a-a39c-07e4f38e8b06>（筆者注：5.9 条参照願う）

⁶ <https://www.eulisa.europa.eu/>

それぞれのレベルによってできることが違い、従って RSW に適正な法的枠組みにも相違がある。共通して言えることは、

(1) 同盟レベル

地域の域内外が、一国の国内外、国境に匹敵する意味を持つような強い結束となる。

このレベルを代表する EU では、各国は関係する国内法を基本的に次のような超国家的な EU の法律と整合させることとなる。

- ・ 欧州連合関税法典(UCC)⁷
- ・ EU シングルウィンドウ規則 (Regulation (EU) 2022/2399 of the European Parliament and of the Council of 23 November 2022 establishing the European Union Single Window Environment for Customs and amending Regulation (EU) No 952/2013) ⁸

(筆者注：EU では、輸入品は最終輸入国がどこであれ、EU への最初の入国地点で輸入通関が実施されるので、貨物関連情報をシングルウィンドウのネットワークに乗せて迅速に活用できる体制を整えることが重要となる。)

(2) 共同体レベル

加盟各国間の協定をベースとした組織となる。域内各国間の関税は無税にすることを目指して調整が続けられるが、域外から域内への輸入に係る関税を各国とも同一にする域外共通関税は持たない。地域協定による義務を遵守するという縛りはあるものの、一般的には各国とも自国法に基づいて行動することになる。(筆者注：RSW を介して商用電子文書データ交換をする時は、紛争解決のための取り決めが別途必要となろう。)

(3) 二国間協定レベル

RSW に移行する前段階として、各国間で相互に協定を結ぶステージである。

3.3. 資金調達 の 枠組み

(1) 初期投資

RSW の構築となると相当な費用が掛かるが、参加国が何らかの基準に応じて負担するとしてもなお困難な国もあり、その場合国際機関の支援も検討される。また後から RSW に二次参加する国に初期投資の分担を求める要領なども決めておくべきだが、そのことが参入障壁にならないよう相応の配慮も必要である。

(2) 運用コスト

掛かった運用コストを加盟国がどの様に分担するかを決めておく必要があるが、誰が分担されたコストを補填するかについては、使用量に応じた受益者負担が考えられる。

⁷ https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/union-customs-code_en

⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32022R2399>

(3) 資金調達モデル

RSW 構築の一時金初期費用は加盟各国の政府から調達し、継続経費の運営費は使用料金（定額＋定量）で徴収するのが容易である。RSW 使用が多い NSW はその分多額の使用料金を支払い、それを利用者に転嫁するかしないかは国の方針を反映した NSW の裁量に任せることとなる。これとは別に、商業ベースで RSW を通じてリスク分析、経済分析、種々の管理などのサービスを提供する企業があれば、そのような民間企業に課金することも一案となる。

4. 国境を越えた電子文書交換の枠組み

4.1. 許認可証書 (LPCO: License, Permission, Certificate, Others) の RSW を経由したデータ交換

LPCO 申請者と発給当局との電子データ交換は国内 NSW の基本だが、当局から LPCO の電子発給を受けた申請者が、それを書面に印刷し相手先に郵送するのは非効率である。自国の NSW が相手国の NSW と連携されることで、電子データのまま自国 NSW から相手国に伝送されるようにするのが RSW の当初からのスコープとなるが、中には既に独自の国際ネットワークを構築し、国際間を電子データのまま往来する LPCO があり、その場合 RSW は競合サービスのように受け取られかねない。RSW は LPCO データ交換の強力な手段には違いないが、個々のケースにより適正な対応をする必要がある。

(1) 自前の国際伝送システムを持つ LPCO

植物検疫証には、国際植物防疫条約 (IPPC : International Plant Protection Convention) が運営する IPPC グローバル ePhyto ハブ (IPPC Global ePhyto Hub) という、各国の国家植物防疫機関 (NPPO) の間を XML の標準フォーマットで ePhyto の交換を可能とする仕組みがある。従って ePhyto については RSW は IPPC と被るようなサービスはせず、必要があればサポートを提供するだけとする。

(2) 国際データ標準はあるが、データ交換用の国際プラットフォームがないもの

IPPC ハブのようなグローバル プラットフォームが無くても、RSW 同士が LPCO の国際データ標準(例えば WCO-DM データモデル)を使用して相互に連携していれば、発給国 NSW は加盟する RSW を通じて、別の RSW に加盟する受領国 NSW に LPCO を送信することができる。ただしエビデンスとして発給 LPCO の Original syntax data は添付しておく。

(筆者注： ePhyto のような仕組みのある LPCO は別として、他の LPCO は各担当発給当局と対面業界で、それぞれの NSW 標準フォーマットを作成することになる。しかし発給国の事情で独自の標準フォーマットを作成すると、NSW が同標準フォーマットに基づく LPCO を、域内他国のフォーマットの違う NSW に、RSW のスキームに乗せて伝送するためには WCO データモデルなどの国際標準フォーマットに変換する必要が生じる。しかし変換の時点で発給された LPCO の原本性が失われるので、オリジナルのフォーマットで作成されたものを、発給者の身元保証と発給文書のエビデンスとして封筒に入れて添付する必要がある。従って各国で LPCO の NSW 標準フォーマットを作成する段階で独自のものを作らず直接国際標準

フォーマットを採用しておけば、フォーマット変換不要でエビデンス添付も無しに、域内はおろか域外にも直接伝送できることになろう。ePhyto については既に国際標準フォーマットを作成済み故、敢えて別建てで標準フォーマットを作成する必要も無く、IPPC のハブ経由でも、RSW 経由でも流通可能となろう。)

(3) フォーマット標準化が未了で、伝送システムも持たない LPCO

地域により加盟国の発給機関が LPCO を独自フォーマットや PDF で NSW に送達することもあり得るが、NSW はデータ認識技術を使い、主要部分だけでも WCO-DM にマッピングした上で RSW に伝送する。原本/PDF も Envelope に入れて添付する。(筆者注：発給された LPCO の PDF あるいは独自のデータフォームの原本が正本になるので Envelope に入れて添付する必要があるとの配慮と思われる。本白書は議論の材料提示にも意味があるとされており、詳細は追って検討となる。)

4.2. RSW 経由のデータ交換の基本的な課題

NSW のデータモデルには国際標準を採用すべきところ、実際には、各国 NSW は独自のスタンダードで標準化を進めてきたケースが多く、その場合、相互の整合性確保やマッピングなどの作業をしないと国境を越えた RSW でのデータ交換が出来ず二度手間となる。

5. 技術能力の進展状況 (Technical Capabilities Assessment)

ガバナンスに係る地域協定によっては、輸出国税関と荷主業界が事前に打ち合わせ、荷主業界が合意した要領に基づき、輸出申告の内容の一部を輸出申告情報として輸入国税関に事前連絡し、輸入国税関の承認を得た上で輸出申告者に輸出許可を発給し船積手続きを進めるようにすれば、輸入国で輸入許可が下りないトラブルが回避でき、同時に輸入国におけるリスク管理に供することもできる。

(筆者注：輸出申告情報は ASW でも ACDD⁹として実現されているが、提案は輸出許可の要件に「RSW を介して得る輸入国税関の承認」を加えるというものとなる。この点は慎重に議論された部分で、道路上の国境で輸出国税関と輸入国税関が近接して通関手続きをするケースからの発想と思われるが、輸出地と輸入地が地理的に離れた通常のケースでは、まず輸出国、輸入国の主権の調整をすることが前提だが、輸入国税関の「事前承認」と「輸入申告に対する輸入許可」との関係、輸入国税関からの回答待ちで輸出通関の所要時間が長くなることなどが懸念されるが、検討テーマとして提案される。)

このように、この白書では RSW の活用により取引双方のビジネスプロセスが連携されることまで視野に入れており、NSW におけるビジネスプロセスが他の NSW のビジネスプロセスと定義やセマンティックス¹⁰において連携されることを望んでいる。

⁹ ASEAN Single Window Documents (輸出申告情報：輸出申告から抜粋した 15 項目)

¹⁰ セマンティックス：人が作る文書に使われる言葉を一意に定義して、コンピュータにも正確に理解できるようにする作業で、文書の関連付けや情報収集などの処理を自動的に行わせる技術

6. 意識の向上(Public awareness)と関係者の積極的な関与

RSW のポジションからみて、将来的に RSW は世界の貿易関連企業の内部デジタル化プロセス進展を支援する軸になる可能性があるが、未だ具体的な事例は見当たらない。

RSW の現状の問題点と将来の展望について次のように整理される。

(1) 法的側面と課題

- ・ 安全な貿易取引をするには輸出入両者が同じルールに拘束される必要がある。特に電子取引の場合は、書面での取引ほど長い歴史や慣例がないので、法律による縛りに大きな関心を払うことになる。本来 RSW 協定は加盟国の国内法に優先すべきものであるが、内政不干渉への配慮もあり、明確ではない事例も見受けられる。¹¹

[注記]このような状況に対応するために加盟国が RSW 協定を「特別法」として扱うことを合意するオプションもある。

商用文書が何の懸念も無く RSW を介してデータ交換できるようにするには、必要に応じ国内法を見直すことになる。

- ・ 国によっては、特に船荷証券(B/L)のような有価証券については書面のもののみ、その有効性を認めるという法律がある。貿易が電子化された場合の、貨物の所有権、占有権、抵当権については国際的な協定が必要である。
- ・ 潜在的な課題の発掘や、経験に基づく解決法の提案を得ることを目的とした、公聴会を行うことが必要である。知識の共有や法令作成プロセスの作業部会を通じて民間の参加を呼び掛けることが重要となる。
- ・ データを入手する権利、これは NSW に限らず RSW についても法律上の問題である。国によって公文書へのアクセスや開示の政策に違いがある。税関の情報は一般的に機密文書扱いとなるが、他の文書は必ずしも同様の扱いにはならない。このような情報の取扱いの違いは情報伝達時に問題となる。これは場合によっては憲法に係る事項であり、法令の調整で解決できるものではない。憲法上の権利は国民や居住者のみが享受するもので、外からとやかく言えるものではない。(筆者注：輸出入情報の輸出入当事国以外の通過・保存禁止がある等のケースについての言及か。)

(2) 役割と権限

RSW が民間のビジネスプロセスに組み込まれることを目指すという観点からは、輸出者が提供する情報が輸入者に有効な情報として受け入れられる仕組みでなければならない。しかし輸出から輸入までの物流チェーンには倉庫、配車、運送、保険など多くの関係者が参加しており、それぞれに貿易情報の何を取りだす権限があり、何を付加する必要があるのかを明確にしなければならない。ベースとなる情報は輸出者が持っており、誰に情報を渡すかを決め

¹¹ <https://cil.nus.edu.sg/wp-content/uploads/2019/02/2015-Protocol-on-the-Legal-Framework-to-Implement-the-ASEAN-Single-Window-1.pdf> (筆者注：Article 15 参照願う)

る権限も持っているが、情報を渡された関係者が業務遂行のため特定関係者を指名し情報を渡すことが必要な場合、輸出者は関係者にそのような裁量権も含めて情報を供与する必要があるなど、RSW を介した情報の流れは、完全にコントロールされないと安全な輸出入取引のツールとはならない。

(3) アクセストークン

誰がどの情報にアクセスできるかを管理する方法としてアクセストークン¹²がある。一般的なアクセストークンの内容は①発行者②宛先③対象文書④アクセス時間⑤使用状況⑥どの文書に別の宛先にアクセストークンを発行する権限が付与されるか、等である。

(4) 輸出入申告一本化 (One Single Regional Declaration)

これまでは、各国の NSW の機能を拡張するために RSW を構築し、電子文書の NSW 間でのデータ交換を促進する観点から論じられてきた。しかし、NSW を連携する RSW にはどのような可能性があるかを、(筆者注：目先の問題点にとらわれずに、) アイデアを提案しておくことも同白書の役目の一つである。

輸出入両者のビジネスプロセス改善への貢献という観点から、輸出輸入両国が加盟する RSW が間に入って、輸出者は NSW ではなく RSW に向かって輸出申告を行うと、RSW から輸出国の NSW に申告が連絡され、輸出申告結果は RSW に返事される。許可された輸出申告を RSW から輸入国の NSW に連絡し、輸入通関が行われるという筋書きができれば、輸出入業務がトータルとして効率化される。ただし、業務が効率化されても輸出入者の法的責任等は軽減されるものではない。(筆者注：RSW が主導するような形で輸入手続きを進行するとしても、併せて各国の法制上の建てつけを工夫し、特に輸入者の輸入国に対する責任は明確にする必要がある。)

筆者説明：安全保障貿易管理の縛りがあるとしても、国によって、輸出申告は統計目的中心で内容詳細が求められず、申告のタイミングすら猶予が与えられるケースがあると言われる一方、関税徴収とそれに対応する減免税の申請などが控える輸入申告はどの国でも厳密に行われる。

白書が恐らく理想としている輸出入申告一元化の提案に則して、どのような状況であればそれが実現できるかを考えると、例えば、域内の関係国間の輸出入申告を一体化した上で、輸出者と輸入者がそれぞれに必要な部分を追記して共同で RSW に投入、白書で提案されるフローに従い、RSW は最初に輸出国の NSW に回付して輸出国の税関の輸出許可を取得、次に輸入国の NSW に輸出入申告と輸出許可を回付し、輸入国税関が輸入許可を発給するといったスキームができれば輸入手続きのトータルでの大きな効率化が実現し、輸出入者の責任も明確で、且つ国境のリスク管理への貢献も実現するということになる。もとよりデータの

¹² アクセストークンはワンタイムパスワードのような要領で、情報の所有者が情報の伝達先にアクセストークンを発行し、伝達先が情報所有者にアクセストークンを付けて情報のリクエストを出すと、情報がリリースされるというような仕組みとなる。

RSW への投入はどのようにするのかなどのメカニズム、機密情報の取り扱い、など克服すべき課題が非常に多いことは論を待たない。

また北米では NAFTA に代わる新しい USMCA¹³が 2020 年に発効、その 7.10 条 6(b)には「可能な限りデータ要素および税関手続きを調整することで同じ一本の情報を輸出国と輸入国で共用できるようにする」と規定されており、米国の現政権による流動化は別としても長期的には輸出・輸入申告の相互関係強化に向かうと思われる。

<参考情報> 世界の RSW の事例

白書には、基準は不明だが成功例として次の五つの RSW が掲載され各所に引用もされる。

- (1) アセアン(ASEAN Single Window :ASW)
- (2) 太平洋同盟(Pacific Alliance Integration: PA)
- (3) 欧州連合(European Union Single Window Environment for Customs: EU SW)
- (4) 米州 SW ネットワーク (Ventanilla Única de Comercio Exterior: RedVUCE)
- (5) APEC (Single Window Systems' International Interoperability: SWSII)

その他の、RSW を進めている共同体の例を参照先 URL を含めて下記する。

- (1) 東アフリカ共同体(EAC) EAC Regional Electronic Single Window (e-SW)¹⁴

ケニア主導の関税同盟。東アフリカ立法議会、裁判所、閣僚会議を持つ。内陸国の通関を臨海国の税関で行う EU と同様の方式が特定品目で適用される。

- (2) 西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)名称 West African Window (WAW)

ECOWAS はナイジェリアのラゴスからコートジボワールのアビジャンまでギニア湾岸幹線道路約 1000km にベナン、トーゴ、ガーナと計 5 税関が並ぶ事情等あり、RSW に積極的。2025 年 1 月に内陸国 3 国の離脱あり現在は状況不透明。¹⁵

- (3) 東・南アフリカ共同市場(COMESA) Common Market for Eastern and Southern Africa (COMSW 構築中)¹⁶

関税同盟となっており特定品目については対域外共通関税(CET)も設定されているが、国情の違う 20 か国の大所帯ゆえ、SW の進捗には時間が掛かる模様。

- (4) 南部アフリカ開発共同体(SADC) Southern African Development Community

¹³

https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/07_Customs_Administration_and_Trade_Facilitation.pdf Art.7.10 6b “work towards a harmonization, to the extent possible, of data elements and customs processes that facilitate use of a single transmission of information to both the exporting and importing Party”.

¹⁴ <https://kentrade.go.ke/blog-post/eac-regional-single-window-system-will-be-game-changer?form=MG0AV3>

¹⁵ <https://ssa.foodsecurityportal.org/node/3536>

¹⁶ https://www.ddcustomslaw.com/index.php?option=com_content&view=article&id=760%3Acomesa-moves-towards-the-adoption-of-a-regional-single-window&catid=1%3Aultime&Itemid=50&lang=en

内 SACU の南ア等 5 か国は関税同盟、全体は FTA。SW は WCO 支援で進行中¹⁷。

(5) 南米南部共同市場 メルコスル (MERCOSUR)¹⁸

関税同盟で域外共通関税が設定されているが、国ごとの例外品目が多い。共通税関文書 DUAM(Documento Único Aduanero del Mercosur)を 2024 年 WCO Data Model に適合させ MODDA Information Package (MODDA IP)に改変した。

(6) 中米経済統合 (SIECA)¹⁹ Secretariat of Central American Economic Integration

2023 年に電子貿易プラットフォーム(PDCC: Plataforma Digital de Comercio Centroamericana)が実装された。中米は南北両大陸を結ぶ幹線道路が 7 か国を貫通していることから、税関手続き効率化への関心が高く、この白書が描くビジネスプロセスとの融和に沿った輸出入申告に商用インボイスを合体させた FYDUCA (Factura y Declaracion Unica de Centro America) を一部活用している。長く関税同盟を目指している。

(7) カリブ共同体 (CARICOM) Caribbean Community²⁰

カリブ海沿岸 20 か国の正準加盟国を持つ 50 年の歴史ある共同体だが政情等に課題を抱える。

(8) 中央アジア地域経済協力(CAREC: Central Asia Regional Economic Cooperation)

中国含む 11 か国に ADB、WCO と韓国税関も加え 2023 年 Single Window for Digital Customs Cooperation in CAREC²¹が開催された。隣接の二国間協議ステージから進められている模様。

(9) ユーラシア経済同盟 (EAEU : Eurasian Economic Union)

ロシアを含む 5 か国は、「2025 年までのユーラシア経済統合開発戦略」に従い、2024 年、加盟国に NSW を導入するため、実施のための優先ツール開発に関する作業部会を開催²²した。RSW についてもロシアを中心とした構想は出来ている模様。

¹⁷ <https://www.wcoomd.org/en/media/newsroom/2023/december/advancing-customs-interconnectivity-for-member-customs-administrations-in-the-sadc-region.aspx>

¹⁸ <https://mag.wcoomd.org/magazine/wco-news-103/mercosur-launches-customs-data-model-based-on-wco-standard-and-takes-a-leap-forward-in-terms-of-data-exchange/>

¹⁹ (1) https://unece.org/fileadmin/DAM/cefact/cf_forums/2017_Geneva/PPTs/SingleWindow/S01-03-SIECA_JavierAGutierrez.pdf?form=MG0AV3

(2) <https://aduananews.com/en/oficial-plataforma-digital-de-comercio-centroamericana-ya-esta-en-marcha/?form=MG0AV3>

²⁰ <https://caricom.org/projects/caricom-single-market-application-processing-system-caps/?form=MG0AV3>

²¹ https://www.carecprogram.org/uploads/LOP_SW-Workshop-June-8.pdf

²² <https://eec.eaeunion.org/en/news/v-EEK-rassmotrena-realizatsiya-mekhanizma-edinogo-okna/>

国連 CEFACT からのお知らせ

21 February 2025:

This is to announce a second 30-day public review until 23 March 2025 concerning the "[Recommendation No. 49: Transparency at Scale](#)". Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

これは、勧告第 49 号：Transparency at Scale の 30 日間公開レビュー（2025 年 3 月 23 日まで）が開始されたことをお知らせする告知です。なお、プロジェクトチームによる審議記録作成のため、パブリック・コメント・ログの提出をお願いいたします。

29 January 2025:

This is to announce a 60-day public review until 30 March 2025 concerning the "[Documentary Credit Settlement BRS](#)". Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

これは、信用状決済の業務要件仕様書（BRS）の 60 日間公開レビュー（2025 年 3 月 30 日まで）が開始されたことをお知らせする告知です。なお、プロジェクトチームによる審議記録作成のため、パブリック・コメント・ログの提出をお願いいたします。

29 January 2025:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "[United Nations Trade Data Elements Directory Review](#)". The purpose of this project is to update and enhance UNTDED's data elements for global trade transactions, as well as strengthening semantic interoperability for governments, international organizations, and businesses. The project will benefit various stakeholders involved in international trade, commerce, and e-business, including governments, businesses, customs authorities, trade facilitation organizations and technologies providers, etc. If you would like more information, please contact the project lead: [Hanane Becha](#).

国連 CEFACT は、「国連貿易データ要素ディレクトリ レビュー」プロジェクトの参加者募集を開始します。このプロジェクトの目的は、グローバル貿易取引のための UNTDED のデータ要素を更新・強化するとともに、政府や国際機関、企業のためのセマンティクス相互運用性を強化することです。政府、企業、税関当局、貿易円滑化団体、技術プロバイダーなど、国際貿易、商取引、e-ビジネスに関わる様々な利害関係者に利益をもたらします。

より詳しい情報をご希望の方は、プロジェクトリーダーの Hananae Becha 氏までご連絡ください。

編集後記

今月号をもって本誌は印刷物としては最終号になります。新年度からは、コンテンツを印刷物からウェブメディアに移行し、提供いたします。なお、皆様には、トピック毎におすすめコンテンツをまとめたニュースレターとして定期的に印刷物と電子メールでお送りいたします。

新しいウェブメディアとニュースレターにおいては、当協会のミッションである貿易手続簡易化に関する情報を迅速かつタイムリーにお届けしたいと考えています。新しいポータルサイトの立ち上げや、より手に取っていただきやすいニュースレターの作成は、それ自体が私たちにとって大きな挑戦になっています。これまでのやり方を大きく変えることに不安も感じます。ただ、これは国外で暮らすことにも似ていると思っています。新しい言語を学び、国ごとに異なる仕事スタイルに慣れ、その国の文化に馴染むよう努めることで、自分の視野を広げながら成長することができます。慣れないうちは壁にぶつかることや方向修正をしなければならないこともありますが、それもまたチャレンジ。当協会も、そのようにして試行錯誤を重ねながら成長していきたいと思っています。引き続き温かい目で見守ってくださいますと幸いです。(S)

—知的財産権について—

本誌の全てのテキスト、イメージ、データ、情報及びその他の著作物（以下、これら全てをコンテンツといいます）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下、知的財産権といいます）は、JASTPROあるいは表示された所有者の財産であり、知的財産権に関する法律等により保護されています。

—引用について—

関連する法律に従って、本誌が意図した目的の範囲内に限り、本誌のコンテンツを引用できます。ただし、引用の際、以下の要件をお守りいただくようお願いいたします。

1. 出典を明記すること
2. 引用部分とオリジナル部分を明確に区別すること
3. 原文通りに引用すること

引用後、下記メール宛にて当協会へご連絡頂ければ幸いです。

soumu-kikaku@jastpro.or.jp

本誌に掲載の各論文は、執筆者の個人的見解であり、当協会の見解を必ずしも代表するものではありません。



JASTPRO 第50巻 第11号 通巻第549号

2025年3月30日発行24-11

[発行所] 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
キューアス八丁堀第二ビル4階

[編集人] 秋田潤

禁無断転載